

役員報酬・退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「本会という。」)定款第18条の規定に基づき、常勤役員の報酬及び退職金の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本会が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、月額報酬及び特別手当とする。

2 月額報酬は、年俸600万円以上800万円以下の範囲内で、本人の年齢、経歴等を勘案して会長が定めるものとする。

3 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

(通勤費)

第4条 通勤費は、通勤の実態に応じ、本人の請求により、その実費を支払う。

(役員報酬の支払と控除)

第5条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で、役員に就任したとき若しくは役員を退任したとき又は死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(退職金)

第6条 退職金は、月額報酬×勤続年数により支給する。ただし、勤続年数が5年を超える期間については2割増とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。